

ガイドライン改定の方角性(案)

改定の背景

持続可能な社会への移行を目指す国際的枠組み (パリ協定・SDGs等)
実現に向け、事業環境が構造的に大きく変化

事業者: 重大なESG課題に対応

投資家: ESG報告への関心

ESG報告に大きな変化

これまで

自らの事業活動にともなう環境負荷
及び環境配慮等の取組状況を記述

これから

事業活動の環境・社会に対する重大な影響を明
らかにし、そのリスクと機会の財務的影響を開示

持続可能な社会の形成に適応できる事業者を評価し、環境と経済の好循環の促進

ガイドラインの要素案

「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」(参考資料3)と国際的な基準・ガイドライン等を踏まえると、ガイドラインの要素は以下のようにできるのではないか。

✓ 重要な環境課題への組織的対応

- 経営責任者のコミットメント
- ガバナンス
- ビジネスモデル
- 長期ビジョン
- 重要な環境課題
- 重要な環境課題への対応戦略
- 戦略達成の進捗度管理

✓ 重要な環境課題と関連する業績指標

- ガイドラインで例示する重要な環境課題
- 気候変動への対応と関連する業績指標(イメージ)

経営責任者のコミットメント

経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行を明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められている。特に、持続可能な社会の形成に向けた適応方針の実行をステークホルダーに向けて明言することは、経営責任者が説明責任を果たす上で重要なプロセスであり、経営責任者のコミットメントは環境報告の基幹部分を構成するものである。

既存のガイドラインの記述内容

- ✓ 「環境報告ガイドライン(2012年版)」(以下、「2012ガイドライン」という)では、「経営責任者は、重要な課題を明らかにして、それに対する取組方針を立案し、その実行を明言することで、環境報告において主導的な役割を果たすことが求められています。とくに、取組方針の実行をステークホルダーに向けて明言することは、経営責任者が説明責任を果たす上で重要なプロセスであり、環境報告の基幹部分を構成しています。このプロセスは、一般的にコミットメントとも呼ばれていますが、そうした名称の如何に関わらず、環境報告ではまず取組方針の実行を「明言する」ことが起点になります。」(p.24)としている。

論点整理での指摘

- ✓ 「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」(以下、「論点整理」という)では経営責任者のコミットメントについて特に言及していない。

ガイドライン改定の方向性

- ✓ 「**持続可能な社会の形成に向けた事業者の適応方針**」について、経営責任者のコミットメントを求める。

ガバナンス

持続可能な社会の形成に向けた、事業者の適応戦略が適切に行われるために、どのような範囲で、どのような体制や構造で行われているかの全体像が分かるように、事業者のガバナンスを説明する必要がある。

既存のガイドラインの記述内容

- ✓ 2012ガイドラインでは「環境配慮の取組方針、ビジョン及び事業戦略、環境配慮の計画等を適切に実行するために、経営責任者が構築した環境配慮経営を実行する組織体制及びそのガバナンスの状況について、記載...」(p.37)することとしている。

論点整理での指摘

- ✓ 論点整理では「...持続可能な社会への移行に伴う事業環境の変化、直面する重要なESGリスクと機会、アクセス可能な経営資源等が事業者によって適切に分析・把握され、それらにもとづいて達成可能と考えられる適応戦略が正式な意思決定プロセスを経て立案されているならば、投資家はその情報の妥当性を認めざるを得ない。もちろん、その前提条件として、健全なガバナンス体制の存在が不可欠であることは言うまでもない。」(p.47)

ガイドライン改定の方向性

- ✓ 「持続可能な社会の形成に向けた事業者の適応戦略を実行するガバナンスの状況」を記載する。

ビジネスモデル

持続可能な社会の形成に向けた、事業者の適応戦略の全体像を理解するための前提として、事業者のビジネスモデル(現在の企業価値創造の仕組み)を説明する必要がある。

既存のガイドラインの記述内容

- ✓ 2012ガイドラインでは「…事業の概要(主たる業種業態や活動範囲)は、環境配慮経営を理解するための前提として理解しておくべき重要な情報…」(p.51)としている。
- ✓ 「…事業の概要と環境負荷の状況及び環境配慮等の取組とを関連付けて記載することにより、環境配慮経営の理解が更に深まることが期待…」(p.51)されることとしている。

論点整理での指摘

- ✓ 論点整理では「…長期間ダイナミックに変化する事業環境の下で、事業者が継続的に発展しようとするれば、持続可能な社会への適応戦略が不可欠であり、そこに重要な環境課題への対応も一体的に組み込まれていなければならない。場合によってはビジネスモデル自体の変更も必要になるだろう…」(p.47)としている。

ガイドライン改定の方向性

- ✓ **ビジネスモデル**を説明することを求める。

長期ビジョン

持続可能な社会への適応に向けて、事業者の「ありたい姿」として長期ビジョン(将来の企業価値創造の仕組み)を説明する必要がある。

既存のガイドラインの記述内容	論点整理での指摘	ガイドライン改定の方向性
<p>✓ 2012ガイドラインでは、長期ビジョンについて特に言及していない。</p>	<p>✓ 論点整理では「3. <u>中長期的な取組が求められる個別開示項目における長期ビジョン・目標の取り扱いをガイドライン内で具体的に示すことが考えられる。</u></p> <p>4. 長期とはどの程度の期間かを検討する。</p> <p>…</p> <p>6. <u>長期的なありたい姿(ビジョン)や目指すべき方向(ゴール)とより中期的な達成すべきターゲットとの区別を明確にする。その上で、長期目標の達成を目指しつつ、途中のプロセス(道筋)を点検していく方法が考えられる。」(p.49)としている。</u></p>	<p>✓ 持続可能な社会の形成に向けて、<u>事業者の「ありたい姿」として「長期ビジョン」</u>を説明することを求める。</p>

重要な環境課題

事業者自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断し、事業者が環境報告の記載事項を選定することが必要である。

既存のガイドラインの記述内容

記載事項の決定プロセス

- ✓ 2012ガイドラインでは「...事業者は、環境報告の記載事項を決定する際に、自らが重要であると判断した事項と、ステークホルダーにとって重要であると考えられる事項の双方を勘案しながら、「利用者の意思決定に影響を与える可能性がある情報」の範囲を総合的に判断...」(p.19)することとしている。
- ✓ 「環境報告では、記載事項をどのような方法や方針で決定したかについて、報告方針等で説明する必要...」(p.20)があることとしている。

重要な環境課題の特定範囲の考え方

- ✓ 2012ガイドラインでは、重要な環境課題の特定範囲の考え方について特に言及していない。

論点整理での指摘

記載事項の決定プロセス

- ✓ 論点整理では「「重要な環境課題の評価は、重要な記載事項の決定プロセスの基礎を提供する」ことを、環境報告ガイドラインの構成等によって明確に示す必要がある」(p.29)こととしている。

重要な環境課題の特定範囲の考え方

- ✓ 論点整理では「事業者が対応・報告すべきESG課題の範囲が、旧来の「事業エリアにおける環境マネジメント関連事項」から、「事業活動の直接的・間接的な環境・社会に対する影響」へと変質し、バリューチェーン全体、更には社会にまで拡大している。」(p.16)

ガイドライン改定の方向性

記載事項の決定プロセス

- ✓ **重要性に基づき、事業者が記載事項を選定できるように**、追加で解説する。
- ✓ ここには外部環境としての社会潮流の認識、重要な環境課題の分析手法の解説を含む。

重要な環境課題の特定範囲の考え方

- ✓ **考慮の範囲をバリューチェーン全体と**追加で求める。

重要な環境課題への対応戦略(その1)

重要な環境課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで企業価値にも影響を与えている場合は、環境報告において、重要な環境課題への取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、対応戦略(短・中・長期の戦略を含む)の内容を説明することが求められる。

既存のガイドラインの記述内容

戦略的対応

- ✓ 2012ガイドラインでは「環境配慮経営の重要な課題が、事業活動にリスクと機会をもたらすことで事業戦略にも影響を与えている場合は、環境報告において、環境配慮等の取組状況を利用者に理解させるために必要な範囲で、戦略的対応の内容を規制動向等の背景情報と関連付けながら説明する...」(p.25)こととしている。

論点整理での指摘

重要な環境課題への対応戦略

- ✓ 論点整理では「...長期間ダイナミックに変化する事業環境の下で、事業者が継続的に発展しようとするれば、持続可能な社会への適応戦略が不可欠であり、そこに重要な環境課題への対応も一体的に組み込まれていなければならない。場合によってはビジネスモデル自体の変更も必要になるだろう...」(p.47)としている。

ガイドライン改定の方角性

重要な環境課題への対応戦略

- ✓ 環境配慮経営ではなく、現在のビジネスモデルから出発し、長期ビジョンの実現に向け、どのような方角性で取り組みを進めるのかについての**重要な環境課題への対応戦略**(短・中・長期の戦略を含む)に変更する。

(次ページに続く)

重要な環境課題への対応戦略(その2)

既存のガイドラインの記述内容

(前ページから続く)

環境リスクマネジメント体制

- ✓ 2012ガイドラインでは「自然災害・事故等の緊急事態への対応を含め、環境に関するリスクに焦点を当てて構築したリスク管理体制(環境リスクマネジメント)について、記載...」(p.67)することとしている。

論点整理での指摘

対応戦略を達成するためのリスクマネジメント

- ✓ 論点整理では「気候変動・資源制約など事業者とステークホルダーにとって重要な環境課題について、リスクと機会の両面からより詳細な情報開示要請に応えられるようにする...」(p.5)としている。

ガイドライン改定の方角性

対応戦略を達成するためのリスクマネジメント

- ✓ **リスクを定義する。**
- ✓ **リスクをどのように識別、評価、管理**しているか説明を追加で求める。(リスク識別・評価プロセス、リスク管理プロセス)
- ✓ 事業者の**全社的なリスクマネジメントとの関連**(統合している、連携していない、等)の説明を追加で求める。
- ✓ 事業者が重要な機会の獲得方法を記載できるように追加する。

戦略達成の進捗度管理

持続可能な社会の形成に向けた、事業者の適応戦略の達成状況や長期ビジョンの達成可能性を環境報告の利用者に理解してもらうために、戦略達成の進捗度管理の説明が求められる。

既存のガイドラインの記述内容

業績指標の策定、業績指標の目標設定、目標に対する進捗の評価

- ✓ 2012ガイドラインでは「環境配慮等の取組における戦略的な目標の妥当性、達成度、将来の達成可能性を説明するために、社会に対する説明責任に配慮して、KPIを適切に決定し、これを開示することが求められます。」(p.30)こととしている。

論点整理での指摘

業績指標の策定、業績指標の目標設定

- ✓ 財務的な影響を定性的または定量的に情報化する。

目標に対する進捗の評価

- ✓ 開示情報の信頼性確保手段について検討する。

ガイドライン改定の方角性

業績指標の策定、業績指標の目標設定

- ✓ **策定した業績指標**の説明を求める。
- ✓ **設定した目標**の説明を求める。

目標に対する進捗の評価

- ✓ 業績指標の実績を算定することを求める。必要に応じて期間推移を報告することを求める。
- ✓ 目標に対する進捗状況を評価することを求める。
- ✓ 持続可能な社会の形成に向けた、適応状況や長期ビジョンの達成可能性といった今後の見通しを説明することを求める。
- ✓ 業績指標の算定値に独立した第三者による保証が付与されているか説明することを求める。

ガイドラインで例示する重要な環境課題

国際的な議論および我が国の現状を踏まえて、ステークホルダーの関心が高いと想定される重要な環境課題として、気候変動への対応、水ストレスへの対応、資源等の循環的利用、生物多様性保全、大気環境、水環境、土壌環境等の保全等を例示する。

既存のガイドラインの記述内容	論点整理での指摘	ガイドライン改定の方角性
<p>✓ 2012ガイドラインで、重要な環境課題の例示について特に言及していない。</p>	<p>✓ 論点整理では「<u>…特に気候変動に関する長期ビジョン・目標については、パリ協定等によってその重要性が高まっていることを訴え、事業者の長期ビジョン・目標設定を促進するように努める…</u>」(p.48)こととしている。</p> <p>✓ 「将来は、気候変動情報に加えて、<u>水、生物多様性、資源循環でもそれらのあり方を検討することが考えられる。</u>」(p.49)こととしている。</p>	<p>✓ 国際的な議論および我が国の現状を踏まえて、ステークホルダーの関心が高いと想定される重要な環境課題を説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>気候変動への対応</u> ➤ <u>水ストレスへの対応</u> ➤ <u>資源等の循環的利用</u> ➤ <u>生物多様性保全</u> ➤ <u>大気環境、水環境、土壌環境等の保全等</u> (例:大気環境の保全、水環境の保全、土壌環境の保全、化学物質の環境リスクの管轄等) <p>(気候変動への対応について次ページで例示する。)</p>

気候変動への対応と関連する業績指標(イメージ)

既存のガイドラインの記述内容	論点整理での指摘	ガイドライン改定の方向性
<p>温室効果ガス排出</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2012ガイドライン(p.95) 「(2)温室効果ガスの排出量及びその低減対策」 <p>エネルギー投入</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2012ガイドライン(p.87) 「(1)総エネルギー投入量及びその低減対策」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 論点整理では「重要な課題である気候変動情報については、TCFDの最終報告書も検討材料に含め、<u>バリューチェーン</u>対応、リスクの識別・評価など、情報の有用性を向上させる方策を検討する...」(p.28)こととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 重要な環境課題の概要を説明する。その際、パリ協定、SDGs、TCFDの最終報告書及び我が国の事業者の固有の状況を考慮して課題概要と事業者への影響をできるだけ詳しく説明する。 <p>業績指標(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 我が国の比較的多くの事業者に通すると想定される業績指標を例示する。 ✓ 温室効果ガス排出に関連する業績指標を例示する。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> スコープ1排出量 <input type="checkbox"/> スコープ2排出量 <input type="checkbox"/> スコープ3排出量 <input type="checkbox"/> 温室効果ガス排出効率(原単位) <input type="checkbox"/> 算定値の信頼性を担保するための独立した第三者による保証 ✓ エネルギー投入に関連する業績指標を例示する。 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 総エネルギー投入量 <input type="checkbox"/> エネルギー源別の内訳 <input type="checkbox"/> エネルギー効率(原単位)